

( 公 印 省 略 )

2 建 第 1 1 5 1 号  
令和 2 年 8 月 1 1 日

各協会・団体の長 殿  
( 広 報 担 当 )

福岡県建築都市部建築指導課長

新型コロナウイルス感染防止対策等の周知活動のお願い

日頃より、福岡県の建築物・まちづくり等に関する施策について、ご理解・ご協力いただきますとともに、ご多忙の中、新型コロナウイルス感染症対策の周知にご協力いただき、併せて感謝申し上げます。

さて、福岡県内の新型コロナウイルス感染症新規感染者は、7月中旬以降、増加傾向にあり、予断を許さない状況にあります。

この状況に鑑み、令和2年8月5日、県は、医療提供体制確保の準備に入る指標として定めた、「福岡コロナ警報」を発動しました。

この警報は、改めて医療機関に対し、医療提供体制の整備を要請するとともに、社会経済への影響をできるだけ小さくしつつ、感染症防止を図っていくため、事業者および県民の皆様に対しても協力をお願いするものです。

つきましては、貴団体の会員に対して、周知していただきますようお願いいたします。

ご多忙の中でのお願いで恐縮しておりますが、今般の県内の状況についてご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

<別添資料>

- ・「県民に対する協力要請」
- ・「感染防止宣言ステッカー制度について」
- ・「感染防止対策を徹底しているお店を利用しましょう！！  
(ステッカー)」

○問い合わせ先

福岡県建築都市部建築指導課  
木村、藤岡

電話：092-643-3720

## 感染防止宣言ステッカー制度について

今後、新型コロナウイルス感染症と長く向き合っていかなければならない中、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくためには、県民・事業者それぞれが感染防止対策をしっかりと行っていくことが重要です。特に、事業者においては、店舗・施設内で万が一感染が発生した場合、その影響は計り知れません。

そのため、県では、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守することや、感染防止対策をとっている旨が来店者・来場者に分かるよう掲示することなどをお願いしてきたところです。

今般、事業者の感染防止対策をさらに推し進めるため、新たに、全県共通の「感染防止宣言ステッカー」を作成し、普及を図ってまいります。

- ①業種別ガイドラインを遵守している事業者が、インターネットを通じて、取り組んでいる感染防止対策を自己チェックすることで、「感染防止宣言ステッカー」を取得できる仕組みを構築します。(別紙参照 / 8月7日(金)から実施予定)
- ②各店舗・施設はこのステッカーを入口等の目立つ場所に掲示し、来店者・来場者が、感染防止対策をとっている旨を確認できるようにします。
- ③今回の休業協力要請にあたって、このステッカーを掲示している店舗・施設は、業種別ガイドラインを遵守している店舗・施設として取り扱います。なお、市町村、業界団体等ですでに同様のステッカー制度がある場合は、本県のステッカーとみなします。



# 感染防止対策を徹底しているお店を利用しましょう！！

～ 感染防止対策の徹底 × 対策の見える化 = 利用者の安心 ～



※感染防止宣言ステッカー

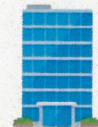
## 事業者の皆さまへ

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「**感染防止宣言ステッカー**」を掲示し、安心して利用できる店舗・施設であることをお知らせしましょう

## 県民の皆さまへ

業界別の感染拡大防止ガイドラインを遵守している店舗・施設を選び、感染症から自分の身を守りましょう

- ① 事業者 ⇒ 県ホームページで感染防止対策をチェック + ステッカーの利用申請
- ② 福岡県 ⇒ 掲示用ステッカーを配信  
事業者 ⇒ ダウンロード・印刷 + 店舗・施設の入口など目立つところに掲示
- ③ 利用者 ⇒ 感染防止対策をしている店舗・施設を確認



福岡県

①対策チェック + 利用申請

②ステッカーを配信



店舗・事業者

③掲示を確認・利用



利用者

詳しくは、福岡県ホームページをご確認ください

コロナ 福岡県庁 検索



# 県民に対する協力要請

区域	福岡県全域
要請内容	<ul style="list-style-type: none"><li>● 以下のうち、<u>業種別ガイドラインを遵守していない店</u>の利用を自粛すること。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 特措法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、<ul style="list-style-type: none"><li>① 接待を伴う飲食店(名称にかかわらず客の接待を伴うもの)</li><li>② 酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等)</li><li>③ 酒類の提供を行うカラオケ店</li></ul></li><li>(2) その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)</li></ul></li><li>● 遵守しているかどうかは、感染防止対策に取り組んでいる旨が分かる掲示を確認すること(県の「感染防止宣言ステッカー」等)。</li><li>● 8月8日(土)から8月21日(金)までの間は、利用(会食や飲み会等)は2時間以内とし、2次会、3次会等は控えること。</li></ul>
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項